

## 精巣内精子採取術受診等証明書

下記の者については、不妊治療等以外の治療法によっては妊娠できる見込みがないかまたは、極めて少ないと思われるため、生殖補助医療（体外受精、顕微鏡受精）に用いるために精巣内精子採取術を実施し、これに係る医療費等を下記の通り領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入すること）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	( )	妻	( )
受診者生年月日		昭和 平成 年 月 日 ( 歳)		昭和 平成 年 月 日 ( 歳)
実施医療機関の名称 及び所在地※1				
今回の治療方法				
今回の治療期間※2	年 月 日 ~ 年 月 日 (対象となる生殖補助医療の期間) 年 月 日 ~ 年 月 日			
領収金額	〔今回の治療にかかった自己負担額の合計〕 領収金額 円 ※精巣内精子採取術受診等証明書（当様式）作成にかかる費用は助成対象（費用に含む） ※入院費、食事代等は助成対象外			
自己負担等の内訳	保険診療分			自己診療分
	区分	診療点数	負担金額	負担金額
	年 月分	点	円	円
	年 月分	点	円	円
	年 月分	点	円	円
	年 月分	点	円	円
	年 月分	点	円	円

※1 受診証明書を作成した医療機関と実施医療機関が異なる場合に記入してください。

※2 治療期間については、精巣内精子採取術を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。

(注) 指定医療機関Aの医師が行う精巣内精子採取術として、Aの医師の指導に基づき、他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合も含む）において精巣内精子生検採取法（TESE）等を行った場合、受診等証明書はAの主治医が作成してください。

(注) 様式第3号精巣内精子採取術受診等証明書を作成する場合  
県助成対象外の治療（採精のみや保険診療外の場合）の場合に作成してください。  
県助成対象の場合は、県の受診等証明書の写しで可能です。